海水浴場施設の占用許可に係る審査基準

(目的)

第1条 この基準は、土木事務所長(以下「所長」という。)が、海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項及び第37条の4の規定並びに港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定に基づき、海水浴場施設の占用許可をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要な基準その他占用許可手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 更衣休憩所 神奈川県海水浴場等に関する条例(昭和34年神奈川県条例第4号。以下「条例」という。)第2条第1項に定める海水浴場(以下「海水浴場」という。)において利用者の更衣、休憩、衣類の保管等の利便に供する施設をいう。
 - (2) 海水浴場設置者 条例第9条第1項に基づく海水浴場の設置許可を受けた者をいう。
 - (3) 監視所等 海水浴場において海水浴場設置者が設置する監視所、監視塔、管理事務所、救護所、案内所及び便所等並びに更衣休憩所(地方公共団体が設置するものに限る。)をいう。
 - (4) 海の家 海水浴場において、利用者の利便に供するため、次に掲げるサービスの提供を行う施設(組合管理事務所及び附属設備として設置する電線、水道管その他の附属工作物を含む。)をいう。
 - ア 更衣休憩所(地方公共団体が設置するものを除く。)
 - イ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく許可又 は食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例(平成12年神奈川 県条例第8号)第4条第1項に基づく届出(市条例が適用となる場合は、 当該条例に基づく届出をいう。)のあった飲食物の提供・販売を行う店舗 ウ レジャー用品等の販売・レンタルを行う店舗
 - (5) 海水浴場施設 監視所等及び海の家をいう。
 - (6) 海水浴場の開設期間 海水浴場設置者が定める海水浴場の開設期間をいう。
 - (7) 組合 海の家を運営する海水浴場組合その他海の家の事業者が構成する 団体をいう。
 - (8) 海水浴場ルール 県及び市又は町の関係行政機関、組合、地元住民、観光協会などの関係団体等で構成する協議会において、海の家及び海水浴場利用者に関して定めたルールをいう。

(占用許可基準)

- 第3条 所長は、次の各号の全てに該当する場合に限り、海水浴場施設の占用 を許可することができる。
 - (1) 監視所等にあっては前条第3号、海の家にあっては前条第4号の定義に 該当する施設であること。
 - (2) 広告専用塔でないこと。
 - (3) 申請者が海水浴場施設の管理運営を適切に行うことができるものと認められる者であること。
 - (4) 海水浴場施設(監視塔を除く。)は、平屋建てとすること。
 - (5) 公共用財産である国有海浜地の用途又は目的を妨げないこと。
 - (6) 海岸の保全及び港湾施設の維持整備に支障を及ぼすおそれがあると認められないこと。
 - (7) 海岸環境を悪化させるおそれがないこと。
 - (8) 海水浴場施設の建築・撤去工事期間中において、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、 仮囲い及び注意看板の設置等の対応を適切に行う計画が定められていること。
 - (9) 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定に基づき景観行政団体が定める景観計画に同条第2項第4号ハ(5)又は(6)に基づく基準が定められている場合においては、当該基準に適合していること。
- 2 所長は、海の家の占用申請に次に掲げる海の家の占用が含まれているときは、前項の規定にかかわらず、当該海の家に係る部分については占用を許可しないものとする。
 - (1) 過去5年において、海の家が海水浴場ルール(第6条第1項第15号アからコまでに掲げる事項に限る。次号において同じ。)に違反したことを理由として、組合が当該海の家の占用部分について許可の取消処分を受けた場合における当該海の家
 - (2) 過去3年において、海の家が海水浴場ルールに違反したことを理由として、組合が当該海の家について監督処分(前号の取消処分を除く。)を受けた場合における当該海の家

(欠格事由)

- 第4条 所長は、申請者(申請者が組合の場合には、その組合員を含む。)が 次の各号のいずれかに該当する者であるときは、占用許可をしない。
 - (1) 過去5年において、海岸法又は港湾法に基づく許可の取消処分(前条第 2項第1号の取消処分を除く。)を受けた者
 - (2) 過去3年において、海岸法又は港湾法に基づく監督処分(前条第2項各 号の処分及び前号の取消処分を除く。)を受けた者

- (3) 海岸法又は港湾法の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- (4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第2号に定める暴力団
- (5) 暴力団排除条例第2条第4号に定める暴力団員等
- (6) 暴力団排除条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等

(占用期間等)

- 第5条 海水浴場施設の占用期間は、海水浴場の開設期間及び海水浴場施設の 建築・撤去工事期間とする。
- 2 海の家の営業期間は、海水浴場の開設期間を超えてはならない。
- 3 海水浴場施設の建築・撤去工事期間は、工事実施に当たり必要最小限の期間とする。

(占用許可条件)

- 第6条 所長は、海水浴場施設の占用許可にあたっては、次の各号の占用許可 条件を付すものとする。
 - (1) 海水浴場施設の建築工事の実施にあたっては、あらかじめ、所長に届け出て、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、速やかに届け出て その検査を受けなければならない。
 - (2) 海水浴場施設の建築・撤去工事施工中又は占用が原因で、第三者に損害を与えた場合は、占用許可を受けた者が解決にあたらなければならない。
 - (3) 海水浴場施設の建築・撤去工事施工中又は占用が原因で、既設の海岸保全施設(港湾施設)を損傷したときは、占用許可を受けた者の責任において速やかに原状に回復しなければならない。
 - (4) 海水浴場施設の建築・撤去工事施工時、運営時に車両を使用する場合には、 海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、また、歩行者や他 の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車や、荷物の積み降ろし時以外に車 両を砂浜へ乗入れないよう、占用許可を受けた者の責任において万全を期さ なければならない。
 - (5) 海水浴場施設を占用目的以外の利用に供してはならない。
 - (6) 海水浴場施設は、占用許可を受けた者が責任を持って、占用期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復しなければならない。
 - (7) 前号による原状回復が終了したときは、速やかに所長に届け出て、その実地確認を受けなければならない。
 - (8) 海水浴場施設の運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、看板、ロ

- ープその他工作物を占用許可区域外の土地に設置することにより、一般の 利用を妨げる行為を行ってはならない。
- (9) 占用許可に基づく権利を他人に譲渡してはならない。
- (10) 台風等により海水浴場施設に係る廃棄物等が発生した場合には、占用許可を受けた者の責任において速やかに撤去しなければならない。
- (11)海水浴場施設の建築・撤去工事施工時、運営時、荒天時等における安全対策は占用許可を受けた者の責任において万全を期さなければならない。
- (12) 暴力団排除条例を遵守し、同条例第 23 条に規定する暴力団関係者への利益供与等を行ってはならない。
- (13)公益上の理由その他知事が特に必要と認めたときに命ずる除去その他必要な措置は、これを拒むことができない。
- (14) 占用許可を受けた後に他法令の許可又は届出を行った場合は、速やかにその許可書又は届出書の写しを所長に提出すること。
- (15)海水浴場ルールのうち、次に掲げる海の家に関するルール(海水浴場ルールに定めのない事項を除く。)を遵守しなければならない。
 - ア 営業時間
 - イ クラブ化の禁止
 - ウ騒音対策
 - エ 暴力団排除の徹底
 - オ 風紀上の対策
 - (ア) 従業員の刺青・タトゥー等の露出制限
 - (イ) 未成年者への酒類・タバコ販売の防止
 - (ウ) 酒類の提供制限
 - (エ) 強引な客引きの禁止
 - カ ゴミの処理及び清掃
 - キ 適切な排水等の処理
 - ク 災害・荒天時の対応
 - ケ 原状回復の徹底
 - コ 海の家の建築・撤去時の注意
- (16)前各号に定めるもののほか、海岸法(港湾法)及びその関係法令を守らなければならない。
- 2 前項の占用許可条件のほか、所長は、必要に応じて海岸の保全上必要な条件を付すものとする。

(海水浴場施設の申請者)

- 第7条 監視所等の占用申請(協議)は、地方公共団体又は海水浴場設置者が 行うものとする。
- 2 海の家の占用申請は、組合単位で行うものとする。

(海の家の占用申請をすることができる組合)

- 第8条 海の家の占用申請を行う組合は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 組合及び組合員が第4条に規定する欠格事由に該当しないこと。
 - (2) 海の家の運営を目的とする組合であること。
 - (3) この審査基準の施行以前から海の家の運営を毎年継続して行っている組合であること。
 - (4) 組合の規約が定められていること。
 - (5) 組合の規約において、代表者その他役員の決定方法及び組合員の資格要件を定めていること。
 - (6) 組合の規約において、組合員に対する是正指導措置を定めていること。
 - (7) 組合の規約において、暴力団排除条項を定めていること。
 - (8) 組合の総会及び役員会が、組合の規約に基づき定期的に開催されていること。

(海の家の占用範囲)

第9条 海の家は、所長があらかじめ指定する区画の範囲内において申請者から申請のあった区域について、占用を許可するものとする。

(監視所等の申請手続)

- 第10条 監視所等の占用許可を受けようとする者(地方公共団体の場合は協議 を行おうとする者。)は、申請書(地方公共団体の場合は協議書。)及び次の 各号に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 海岸法施行細則(昭和 34 年神奈川県規則第 25 号。以下「海岸規則」という。)第1号様式に記載の添付図書(海岸法に基づく占用許可申請の場合に限る。)
 - (2) 港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則(昭和 39 年神 奈川県規則第 126 号。以下「港湾規則」という。)第7号様式に記載の添付 図書(港湾法に基づく占用許可申請の場合に限る。)
 - (3) 施設内配置図(椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの)
 - (4) 建築・撤去工事計画書及び工程表
 - (5) 他法令の許認可等の申請及び届出の予定(申請・届出予定日)が分かる 書類
 - (6) その他所長が必要と認める書類

(海の家の申請手続)

第 11 条 海の家の占用許可を受けようとする組合は、申請書及び次の各号に掲

げる書類を提出しなければならない。

- (1) 海岸規則第1号様式に記載の添付図書(海岸法に基づく占用許可申請の場合に限る。)
- (2) 港湾規則第7号様式に記載の添付図書(港湾法に基づく占用許可申請の場合に限る。)
- (3) 店内配置図(椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの)
- (4) 建築・撤去工事計画書及び工程表
- (5) 組合の定款及び規約
- (6) 組合の役員名簿及び組合員名簿
- (7) 誓約書 (別記様式)
- (8) 他法令の許認可等の申請及び届出の予定(申請・届出予定日)が分かる 書類
- (9) その他所長が必要と認める書類

(その他申請手続に関する留意事項)

- 第12条 申請者は、海岸規則第1号様式及び港湾規則第7号様式の作成に当たっては、次の事項に特に留意するものとする。
 - (1) 目的は、監視所、監視塔、管理事務所、救護所、案内所、便所及び更衣 休憩所等具体的かつ明確に記載すること。
 - (2) 場所は、大字〇〇××番地地先と記載すること。
 - (3) 面積は、小数点以下がある場合は小数第2位まで記載すること。
- 2 申請者は、前条第1号及び第2号の添付図書の作成に当たっては、同様式 備考に記載の留意事項のほか、次の事項に特に留意するものとする。
 - (1) 実測平面図には、各施設の位置を明示するとともに、海の家にあっては 海の家の名称(屋号)を記入すること。
 - (2) 施設構造図は、その骨組が明らかになるように表示すること。
 - (3) 公図の写しは、占用箇所を明示すること。
- 3 所長は、従来不許可となった申請と同一のものが再び申請された場合その 他異例又は疑問のある事項については、その都度、県土整備局河川下水道部 砂防海岸課長に協議すること。
- 4 所長は、条例の規定に基づき、海水浴場設置者が義務として設置する施設と認められる施設の占用料は免除することができる。

附則

この基準は、平成26年3月26日から施行する。

附則

この基準は、平成28年5月13日から施行する。

附則

この基準は、平成29年4月10日から施行する。

誓 約 書

年 月 日

私は、海の家の占用にあたり、次のことを誓約します。

- 1 海岸法(港湾法)及びその関係法令を遵守します。
- 2 組合の規約を遵守します。
- 3 海水浴場施設の占用許可に係る審査基準第4条の欠格事由に該当しません。
- 4 神奈川県暴力団排除条例を遵守し、同条例第 23 条に規定する暴力団関係 者への利益供与等を行いません。
- 5 台風等により海の家に係る廃棄物等が発生した場合には、自らの責任にお いて速やかに撤去します。
- 6 海の家の建築工事は占用期間内に行い、占用期間の前に工事に着手しませ ん。
- 7 占用期間内に速やかに建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物 を全面的に撤去し、原状回復します。
- 8 海の家の運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が 求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、看板、ロープその他 工作物を占用許可区域外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げる 行為を行いません。
- 9 占用許可に付される許可条件を遵守します。

神奈川県 土木事務所長 殿

(海の家の組合名)

(海の家の名称(屋号))

(組合員)

住 所

氏

名 **印**

先 連 絡

(現地営業責任者)

住 所

氏 名 印

先 連絡

備考 海の家を設置する組合員ごとに作成し、組合でとりまとめのうえ提出する こと。